

広報 りふ

(臨時号) 2011. 4. 19

1日でも早く
安全なまち 安心な暮らし
みんなの笑顔と元気が
戻りますように



押し寄せる津波

浜田漁港3月11日午後3時46分撮影



3月11日午後3時46分撮影



4月7日 強い余震で 町内に被害相次ぐ



国道冠水(須賀地区)
3月11日午後3時46分撮影



学校や公共施設



住宅で被害が相次いだ

引き続き余震に「注意」ください

いまだ余震が断続的に発生しており、津波や原発事故の影響が心配されます。家や会社、学校の周辺が、大地震の時、どのような状況になるか想定し、電気や電話、電車などが止まった時に、どこでどう過ごすかをシミュレーションするなど、引き続き余震と避難に備えてください。

自宅での事故予防など

- ・タンスなど重い家具は転倒防止
 - ・高所の転落の危険性のあるものを下ろしておく
 - ・食器棚や冷蔵庫などは、開かないようにテープなどで止めておく
 - ・割れやすい皿などの食器類は安全なところに移動
 - ・家の外に出るための経路はいくつか確認しておく
 - ・大きな揺れでドアが開かなくなるこ
 - とがあるので、室内のドアはできる
 - だけ締め切らない
 - ・くつを履いている場所の近くに袋に入れて置いておく
 - ・軍手やゴム手袋をすぐ出せるところに用意しておく
 - ・小型のボールを用意しておく（窓を割る、扉を開ける、助け出すなどに使用）
 - ・エレベーターには乗らない（緊急停止の可能性があり）
 - ・携帯用のラジオを準備しておく
- ## ガス
- ・出かける時は元栓を閉める
 - ・ガスが止まった場合の復旧方法を確認しておく

水

余震によって、再び断水の可能性があります。ありますので、浴槽やペットボトルなどに水を貯めておきましょう。水道水は、注ぐ時に気泡が出ないように静かに汲むと日持ちします。また、市販のミネラルウォーターは開けなければ日持ちします。

電気

外出時はブレーカーを下げ、帰宅時は家屋の状況を見て上げる

医療

- ・保険証を持ち歩く
- ・薬を服用している人はすぐに持ち出せるようにしておく
- ・救急セットを用意しておく
- ・近くの病院の場所を確認しておく
- ・コンタクトレンズを使用している人は、メガネを用意し、すぐに持ち出せるようにしておく
- ・応急処置の仕方を確認しておく

食事

- ・ガスや電気、水がなくても食べられるものを用意しておく（缶詰や常温保存可能な食品、チョコなど）
- ・カップ麺やレトルト食品等の簡単に調理できる食料を用意しておく
- ・サランラップを用意（水がない場合、食器に敷いて使用後に捨てれば、食器を洗わなくてもよい）
- ・アルミホイルを用意（皿の代わりや、ストーブであたためるのに使える）
- ・使い捨てのはしやスプーン、フォークなどを用意しておく

緊急時の移動

- ・会社などにスニーカーやリュックを置いておく
- ・軽量の地図を持ち歩く
- ・自転車で移動する
- ・消防車や救急車などの緊急車両の妨げとなるため車の使用はできるだけ避ける。路上駐車は特に妨げとなる。

安否確認

- ・家族や友人と何かあったときの避難場所やどう行動するかを決めておく
- ・住んでいるところから離れた場所の緊急連絡先を決めておく
- ・職場や学校、一緒にいることの多い友人の連絡先を家族と共有しておく
- ・携帯電話各社の災害伝言ダイヤルの登録・確認方法を確認しておく

避難

- ・自宅付近の避難場所を確認しておく
- ・避難所がどこになるか事前に確認しておく（住所で決まっています）
- ・付近の公衆トイレと水を確認できる場所を事前に確認しておく
- ・下に敷く用と上にかける用二枚の毛布（マットや寝袋でも可）を用意
- ・数日分の食料を用意

お金

- ・銀行から現金を少しおろしておく
- ・印鑑と預金通帳、権利書などはすぐに持ち出せるようにしておく

お願い

【燃料について】
大きい余震が起きると、給油所に車の列ができ、交通渋滞や緊急車両の通行の妨げになります。必要な車での移動を避け、みなさん節度を持って給油所に並ぶことはやめましょう。
また、営業していない給油所の前に車を乗り捨てるのは絶対にしてはなりません。

【不必要な買い占めについて】
現在、日本国内において物資の買い占めなどにより、物資が行き渡らない状況が続いています。乾電池や飲料、医療品などの不必要な買い占めはやめましょう。
このような状況で不安を感じるとは思いますが、冷静に行動してください。

公共下水道の使用抑制のお願い

水道使用量の縮減にご協力を！

地震直後の大津波により、県内の下水道処理場のうち、県南浄化センターは全壊し、仙塩浄化センター（多賀城市大代）と石巻東部浄化センターは浸水による機能停止に陥っています。そのために下水管渠から浄化センター内に入る流入ゲートが緊急遮断されたままの状態にあり、下水の管渠内滞留が進行しています。

現在、上水道や都市ガスの復旧に伴って、大量の生活水が下水管渠に流入し始め、多賀城市内や七ヶ浜町内で、汚水が市街地にあふれ出ています。

本町の下水道処理を担っている仙塩浄化センターでも、応急措置として多賀城緩衝緑地内に一次沈殿池を設け、上澄み液を消毒し砂押川に放流しています。



道路に汚水が溢れる

多賀城市提供

【ご協力をお願いします】

浄化センターの復旧には、相当の時間を要します。現在の応急処置では、簡易消毒だけで川や海に放流するため、これからの季節にかけて悪臭や衛生的な問題の発生が懸念されます。また、処理能力が通常の2割程度に落ちるため、このような状況が続けば、最悪では給水制限という事態も考えられます。

節水は、一人ひとりでは、小さなことかもしれませんが、みんながやれば大きな結果が出るはずです。今度は、他の被災者のために、できることをやりましょう。

【トイレ】

少量の水で済ませてください。また、簡易トイレを極力使用し、ご自宅で処理する場合には、ペット用シート等を使用し燃えるごみとして出してください。

【風呂】

お風呂は、家族が次々に入れる時間帯に沸かせば、電気代やガス代の節約にもなります。残り湯は洗濯に使い、排水は極力、道路側溝やご自宅の庭などへ散水してください。

【洗濯】

洗濯は極力控えて、一度になるべくたくさん量を洗濯するようにしてください。また、コインランドリーの利用も一度に多くの洗濯が可能です。

【台所】

食器などの洗いや米のとき汁などは、道路側溝への排水やご自宅の庭などへ散水してください。また、食事は、洗いや物を出さないよう皿等にラップを掛けたり、割りばし・紙コップ等を使用してください。

最大限の節電のお願い

今回の震災に関連して、電力供給の問題が生じています。現在、東北電力管内で電力供給が通常と比較して大幅に落ち込んでいます。この困難に対して私たち一人ひとりが、「今、自分に何ができるか」を考え、小さなことかもしれませんが、みんなが力を合わせて、最大限の節電にご協力をお願いします。

電力需要の三割以上が家庭での使用です。その機器別消費電力を見ると、暖房、照明が大きく、また温水便座やガス温水機などを使っていない時の電力（待機電力）も無視できないものです。家庭内での節電に取り組んでいただくことで大きな効果が期待できます。家庭内での徹底した節電をお願いします。

電力使用のピークとなる午後6時～7時を避ける

電気を使う暖房（冷房）器具の利用を抑える

照明の使い方に気をつける

テレビは省エネモードに

つけっぱなしをやめ、待機電力を節約する

詳しくは、東北電力ホームページをご覧ください。

■被災者生活再建支援制度

今回の震災で住宅が全壊、大規模半壊した場合等、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた**基礎支援金**と住宅の再建方法に応じた**加算支援金**が支給されます。

対象世帯

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊または敷地に被害が生じ解体した世帯
- ③危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修が必要な世帯（大規模半壊世帯）

支援金の支給額

支援金の支給額は、次の2つの支援金の合計額となります。

- ①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給
- ②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給

住宅の被害程度	基礎支援金	住宅の再建方法	加算支援金	合計
全壊 (住宅の損害割合が 50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅以外)	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅以外)	50万円	100万円

※世帯人数が1人の場合、各該当欄の金額の3/4の額になります。

※住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入の場合は合計で200万円、補修の場合は合計で100万円になります。

申請時の添付書類

申請には、下記の添付書類が必要となります。

- ①基礎支援金
 - り災証明書（財務課税務班発行） ●住民票（外国人世帯は、外国人登録済証明書）
 - 預金通帳の写し※半壊等の住宅の解体の場合、解体証明書または滅失登記簿謄本も必要
- ②加算支援金
 - 契約書等の写し

申請期限

- ①基礎支援金⇒平成24年4月10日まで
- ②加算支援金⇒平成26年4月10日まで

■住宅の応急修理制度

全壊、大規模半壊または半壊（所得制限あり）した住宅を、町が一定の範囲内で応急修理する制度です。

対象世帯

居住用の住宅が、大規模半壊または半壊し、応急修理で避難所などへ避難を要しなくなると見込まれ、応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないことが条件です。

※全壊の場合でも、応急修理で居住が可能となる場合は対象。

所得制限

平成21年中の世帯全体の年収が次のいずれかに該当する世帯が対象です
(全壊または大規模半壊の場合所得制限なし)

- ①世帯全体年収が500万円以下
- ②世帯全体年収が500～700万円以下、かつ世帯主が45歳以上または要援護世帯※
- ③世帯全体年収が700～800万円以下、かつ世帯主が60歳以上または要援護世帯※

※要援護世帯とは？

心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1・2級の身体障害者、1級の障害基礎年金受給者、1級の特別児童扶養手当受給者、戦傷病者手帳保持者など（詳しくは、申込受付窓口などで確認してください）

住宅の応急修理の内容

居室、台所、トイレ等の日常生活に必要な部分で、より緊急を要する箇所を実施。緊急度の優先順位は次のとおりです。

- ①屋根・柱・床・外壁・基礎
- ②ドア・窓等の開口部
- ③上下水道・電気・ガス等の配管、配線
- ④衛生設備

注1)地震の被害と直接関係する修理が対象

注2)内装は原則として対象外

注3)家電製品は対象外

限度額

- ①一世帯あたり52万円
- ②同一世帯(1戸)に2世帯以上の世帯が居住している場合でも、1世帯あたりの限度額以内

申請時の添付書類

申請は、申込書のほか、下記の添付書類が必要となります。

①り災証明書(財務課税務班発行) ②住民票(外国人世帯は、外国人登録済証明書)

③世帯全員の平成21年中の総所得金額(所得証明書)

④要援護世帯で申請する場合、要援護世帯であることが確認できる証明書類

※③及び④の書類は、大規模半壊以上の被害を受けたことが確認できる場合は不要です。

申請書様式は、企画課窓口で配布します。または町ホームページからダウンロードできます。

◆ ブロック塀等の除却費用を補助します ◆

地震災害軽減のため、通学路沿いなど倒壊の危険性のあるブロック塀などの除却費用の一部を補助します。

●募集件数

5件(先着順受付、郵送不可)

●対象建築物

町で定める基準に該当する道路沿いで高さ1m以上のブロック塀、門柱など、現地調査の結果、危険と判定されたもの。また、今回の震災において損壊などの被害をうけていないものが対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

●申込受付期間

5月9日(月)より受付 午前9時～午後5時(土・日・休日を除く)

※印鑑をお持ちください

問_企画課まちづくり推進班(767)2113

町税に係る納期の延長について

軽自動車税、固定資産税、町・県民税、国民健康保険税及び介護保険料の納期を(2か月程度)延長します。なお、後期高齢者医療保険料は、現在、調整中です。それぞれの税や保険料の納期は、後日、個別通知書にチラシを同封し周知いたしますので、併せてご理解をお願いいたします。

問_財務課税務班(767)2117

役場組織の一部が変更になりました

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、保護者の皆さまが安心して子育てできる環境を整えるため、これまでの「子育て支援室」を「子育て支援課」と改め、班体制も1班体制から2班体制とし、子育て支援の更なる強化に努めます。

災害ごみ受け入れ(当面の間)

子育て支援課 TEL(767)2193

FAX(767)2108

【場所】十符の里パーク内中央公園野球場北側

【時間】10:00から16:00まで

【搬入】各自でお願いします

- ①瓦・ブロック・コンクリート類
- ②壊れた木製品(食器棚・タンス等)
- ③壊れたプラスチック製品などの可燃物
- ④割れたビンや瀬戸物、ガラス類
- ⑤壊れた電化製品は「不燃物」に分別してください。ただし、家電リサイクル法対象製品(テレビ、冷蔵庫など)とパソコン、スプリング入りソファ等の町では処理できないもの(ごみカレンダー参照)は出せません。

問_生活環境課町民生活班(767)2119

子育て支援班

kosodatechien@rifu-cho.com

保育所、認定こども園、認可外保育施設、子育て支援センター、その他保育サービスに関すること。

子ども未来班

kodomomirai@rifu-cho.com

少子化対策、次世代育成支援行動計画、児童館、児童クラブ、児童保育施設、家庭児童相談、児童虐待防止等に関すること。

◇趣旨◇

水道料金と下水道使用料の減免を実施します。

町内全域で長期間の断水状態となり、復旧後のご家庭においても赤水や濁水で飲用できるまで多量の放水を要しています。そして給水装置の破損に起因する漏水などから平常時以上の使用量がカウントされるなど、使用水量を適正に把握することが困難な状況であります。このため、今回の震災に伴い、皆さまに安定的な水道水の供給ができなかったことから減免を実施するものです。

◇特別措置の内容◇

対象者は、平成23年3月11日現在で給水契約、公共下水道の使用を開始している方

※3月10日までに水道の利用を中止（閉栓）された場合、3月11日以降に利用を開始（開栓）された場合は該当しません。



町内で断水相次ぐ

3月検針分は基本料金のみとします

3月検針分の水道料金は、使用水量に関わらず、ご契約されているメーター口径の基本料金のみご請求させていただきます。

3月検針分の下水道使用料は、排出量に関わらず、基本使用料（一律735円）のみご請求させていただきます。

※3月検針分とは、2月検針日（2月3日から18日の期間ですが地域により違いがあります。）から3月検針日までがご使用の期間となる「3月使用分」です。

3月検針分の水道料金・下水道使用料は納入通知書（後日送付）で4月25日（月）まで納入願います。ただし、口座振替ご利用の場合は納入通知書の発行はいたしません。4月15日にご指定の口座から引き落としさせていただきます。

<基本料金>

(消費税含む)

	水道基本料金	下水道基本使用料	合計
口径 13mm	1,890円	735円	2,625円
口径 20mm	2,173円		2,908円
口径 25mm	3,685円		4,420円
口径 30mm	4,441円		5,176円
口径 40mm	9,450円		10,185円
口径 50mm	12,285円		13,020円
口径 75mm	19,750円		20,485円
口径100mm	44,415円		45,150円

4月検針分は全額免除します

4月検針分とは、3月検針日（3月3日から18日の期間ですが地域により違いがあります。）から4月検針日までがご使用の期間となる「4月使用分」です。

◇お願い◇

今回の震災の影響で検針作業が大幅に遅れ、皆さまには大変なご不便をおかけしております。

- 1) 今回の4月検針の遅れにより、前月からの使用期間が例月よりも長くなってしまいます。ご理解をお願いします。
- 2) 4月検針に限り、検針票の記載内容に次のような変更点があります。
 4月検針分の水道料金及び下水道使用料は全額免除となるため、「水道料金」及び「下水道使用料」欄は「*****円」と記載されます。
 3月検針分の水道料金及び下水道使用料は基本料金となるため、「先月の料金」欄には基本料金のみが記載されます。
 ただし、「先月の使用水量」欄には実際の使用水量が記載されます。

■災害弔慰金

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、東日本大震災で死亡された方のご遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

対象

災害により死亡した方（被災時に利府町に住所を有していた方）のご遺族

支給範囲・順位

(1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母

支給額

(1) 生計維持者が死亡した場合 500万円
(2) その他の方が死亡した場合 250万円

提出書類

- (1) 災害弔慰金に係る受領申出書
- (2) 口座振替依頼書
- (3) 受領される方の身分証明書の写し
(運転免許証、健康保険証、年金証書等)
- (4) 死亡診断書（検案書）等の写し
- (5) 遺族であることを証明する書類（戸籍謄本、改正原戸籍謄本）
- (6) 振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字された部分）

【注意事項】

※当該死亡に関しその方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準じる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合、災害弔慰金は支給されません。（警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金等）

■災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、東日本大震災で負傷又は疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた場合、災害障害見舞金を支給します。

対象

- (1) 両眼が失明したもの
- (2) 咀嚼機能及び言語の機能を廃したもの
- (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (6) 両上肢の用を全廃したもの
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (8) 両下肢の用を全廃したもの
- (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が(1)～(8)と同程度以上と認められるもの

支給額

(1) 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円
(2) その他の方が重度の障害を受けた場合 125万円

提出書類

- (1) 診断書（指定様式）
- (2) 被災証明書
- (3) 災害障害見舞金に係る受領申出書
- (4) 口座振替依頼書
- (5) 振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字された部分）

【注意事項】

※当該障害に関しその方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準じる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合、災害障害見舞金は支給されません。

（警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金等）

- ・町道等 亀裂 32件、段差 58件、その他 10件
(軽微なもの除く)
- ・公園 地割れ 8件、その他 2件
- ・農業用施設 農道陥没等9件、その他 5件
- ・町営住宅 内壁崩落等 5件
- ・水産施設 浜田生カキ直売所等破損
- ・漁船 大破・滅失多数
- ・水産物の流出

- ・死者 6人
(うち町内での死者 1人)
- ・行方不明 2人
(うち町内での行方不明 0人)
- ・重傷者 1人
- ・軽傷者多数

【水道施設】
取水井への進入路地割、落石/5号取水井ケーシングの破損により取水不可能/原水調整槽建屋外壁の亀裂、建屋内壁破損、敷地舗装亀裂/浄水場点検口破損7か所、空気口破損4か所/赤沼配水池ステンレスパネルタンクの亀裂4か所/赤沼受水用配水池水槽の亀裂、給水管の破損/入山配水池配水池建屋崩壊・管路の漏水件数20か所

【下水道施設】
マンホールポンプ場2か所/浜田中継ポンプ場敷地のひび割れ、フェンス破損/マンホールの浮上、沈下63か所/管路のタルミL=3.0km

【広域水道】
宮城県仙南・仙塩広域水道の導水管(2,300mm 7箇所)破損、送水停止により次の17団体が断水。
白石市・大河原町・柴田町・角田市・名取市・岩沼市・亶理町・山元町・蔵王町・村田町・仙台市・富谷町・利府町・多賀城市・七ヶ浜町・塩釜市・松島町

- ・一部損壊 85棟
- ・床上浸水 36棟
(浜田33棟、須賀3棟)
- ・床下浸水 17棟
(浜田7棟、須賀10棟)
- ・非住家被害 3棟

- ・避難所数 1箇所
- ・避難者数 31人

4月1日(金)から菅谷台小児童クラブとして一部開館していますが、一般利用の開館については、後日お知らせします。

問__子育て支援課子ども未来班
Tel (767) 2193

【施設被害状況】
町内の認可保育所6か所及び4月開園の認定こども園の被害状況は、施設の壁面にひび割れ及び天井板のずれは見られましたが、施設の致命的な破損はありません。

【今後の対応】
4月11日(月)から全施設で通常保育再開(7:00~18:00)
※18:00を超える延長保育は、各施設ごとに対応。
5月から全施設で延長保育を再開(7:00~19:00)
青葉台保育園(7:00~19:30)

◆保育料の取り扱い◆
3月分の保育料については国の基準により日割り計算とし、納入が確認出来次第、休所した日数分を差額として還付します。詳細については、お問い合わせください。

問__子育て支援課子育て支援班
Tel (767) 2193

【施設被害状況】
(利府小学校)校舎壁等ひび割れ、フロア天井板はずれ(利府第二小学校)校舎壁等ひび割れ、体育館窓枠・ガラス破損、体育館天井ボード破損(利府第三小学校)校舎壁等ひび割れ、放送室天井板落下、体育館窓枠歪み、高架水槽破損(しらかし台小学校)南側校舎全体ひび割れ及び崩落、プールサイド沈下、法面崩落、高架水槽破損、校舎渡り廊下亀裂(青山小学校)校舎壁等ひび割れ、高架水槽破損、ホール天井落下(菅谷台小学校)各階配膳室を中心にひび割れ及び崩落、校舎壁等ひび割れ、体育館窓枠歪み、体育館照明灯破損(利府中学校)校舎壁等ひび割れ、体育館窓枠・ガラス破損、体育館基礎周り沈下(しらかし台中学校)校舎壁等ひび割れ、校舎連絡通路亀裂(利府西中学校)校舎壁等ひび割れ、校舎周辺側溝陥没、体育館照明灯破損

各学校において専門家による建物点検・調査を行い安全を確認しています。

【今後の対応】
4月21日(木)町内小中学校始業式、町内中学校入学式(13:30~)

4月22日(金)町内小学校入学式(13:30~)

問__教育総務課学校教育班(学校運営)
Tel (767) 2124

問__教育総務課総務給食班(施設管理)
Tel (767) 2179

【施設被害状況】（みんなのお昼キャロット館／みんなのお昼ポテト館）

天井・内壁面の損傷、蒸気配管・空調配管の損傷、調理機器の損傷、給排気口ダクト落下

【今後の対応】

4月22日(金)～簡易給食(牛乳、ご飯、パン)

学校活動等により必要な場合は補助食を持参してください。簡易給食期間は6月下旬まで予定しています。

◆学校給食費の取り扱い◆

平成22年度分の学校給食費還付は、4月末から5月にかけて順次還付を行いません。

問__みんなのお昼キャロット館 Tel(356)7135

【施設被害状況】

(生涯学習センター)内外壁ひび割れ、天井雨漏り、基礎沈下(公民館)外壁内壁ひび割れ、基礎周り沈下(総合体育館)ロビー天井板はずれ、アリーナ照明・天板落下、ひび割れ多数、ステージ壁落下等(屋内温水プール)プール室天板ズレ、硝子ブロック目地落下、ひび割れ多数等(沢乙北公園)テニスコート陥没、東屋損壊、展望台柵損壊(中央公園)野球場防球ネット絡まり等、テニスコート亀裂、クラブハウス破損

【今後の対応】

<生涯学習センター／公民館・図書館>

5月7日(土)から開館予定 問__生涯学習振興班Tel767-2125

同日9:00から予約開始 問__公民館 Tel356-2125

問__図書振興班 Tel356-2130

<総合体育館／旧勤労青少年ホーム／中央公園テニスコート／沢乙北公園野球場・テニスコート／館公園グラウンド>

1月上旬開館予定

<屋内温水プール>

当分の間封鎖

<中央公園野球場／多目的運動場>

5月31日(水)から使用開始予定

問__スポーツ振興班Tel356-6019

【学校開放事業】※夜間は封鎖となります

<利府中学校・利府西中学校体育館>

8月1日(月)から開放予定

<利府第二小学校・菅谷台小学校体育館>

10月1日(土)から開放予定

<しらかし台小学校>

1年間開放は行いません

<その他の学校の体育館／各学校の校庭>

6月1日(水)から開放予定 問__スポーツ振興班Tel(356)6019

【施設被害状況】

(駐車場)舗装面等亀裂多数、マンホール隆起(事務室周辺)高所電動ブラインド破損、躯体亀裂、照明設備はずれ(大ホール・保健指導室ほか)空調設備漏水、空調設備はずれ、吊ドア破損、躯体亀裂・落下、天井破損高所ガラス破損、高所壁破損、入口段差等、(教養娯楽室)空調設備・照明器具はずれ、躯体亀裂、天井破損、高所ガラス破損(屋根)躯体破損、瓦破損、(屋外設備等)受水槽漏水(2槽式のうち1槽)

【今後の対応】

各種手続には再開していますが、施設については再開未定

<老人福祉センター(サロンを含む)／青葉台デイサービスセンター／障害者地域活動支援センター>

問__保健福祉課福祉班 Tel(356)1334

【施設被害状況】

町内の児童クラブ7か所の被害状況については、施設の壁面に一部破損が見られましたが、施設の致命的な破損箇所はありません。

【今後の対応】

4月1日(金)～20日(水)

全クラブで再開

(時間短縮9:00～16:00)

4月21日(木)始業式

全クラブで通常保育開始

(8:30～18:00)

4月22日(金)入学式

全クラブで通常保育

(下校時間～18:00)

4月23日～通常保育実施

(下校時間～18:00)

※18:00を超える延長保育や第3土曜日の開所については当分の間実施しません。

◆保育料の取り扱い◆

3月分の保育料については町の特別措置として全額免除とし、納入が確認でき次第、還付します。詳細については、お問い合わせください。

問__子育て支援課子ども未来班

Tel(767)2193

【施設被害状況】

施設の壁面にひび割れ、天井板のズレが見られましたが、施設の致命的な破損箇所はありません。

【今後の対応】

4月1日(金)からペア・きつず再開。当面は開館時間を9:00～16:00とします。

十符っ子は施設の被害状況により当面の間、休館します。

問__子育て支援課子育て支援班

Tel(767)2193

平成23年度 狂犬病予防集合注射の変更日程について

狂犬病予防集合注射は、飼い主の皆さまには4月の日程で通知をしていましたが、次のとおり日程を変更します。なお、先に送付した**狂犬病予防注射申請書**を会場へ持参してください。狂犬病を防ぐため、毎年1度忘れずに行ってください。

また、生後91日以上の犬は登録をしなければなりません。登録の手続きは役場のほかに、集合注射会場でも行えます。

注射料金

1頭あたり 3,020円

※新しく犬を登録する場合は、登録手数料3,000円が別途必要となります。

実施時間・会場

日 時	時 間	会 場
5月17日(火)	9:45~10:30	神谷沢グラウンド
	11:00~11:45	花の公園 (菅谷台三丁目集会所となり)
	13:15~13:40	菅谷公民館
	13:55~14:20	第8分団消防ポンプ車庫前
	14:35~15:00	森郷公民館
5月18日(水)	9:30~10:30	しらかし台集会所 (夢民館)
	10:55~11:45	花園1号公園
	13:15~13:55	森の里公園東側入口
	14:15~15:00	青葉台二丁目集会所
5月19日(木)	9:30~9:50	加瀬生活センター
	10:10~11:00	野中一部公民館
	11:30~11:50	須賀集会所
	13:10~13:30	浜田生活センター
	13:50~14:10	旧赤沼公民館
	14:30~15:00	つつじの公園
5月20日(金)	10:00~10:25	春日一部公民館
	10:40~11:10	春日二部集会所
	11:20~11:40	藤田集会所
	13:10~14:10	利府駅前2号公園 (十符の里プラザ向い)
6月18日(土)	10:00~11:30	町民広場 (役場庁舎南側)

※注射はどの会場でも受けられます。期間中にできない場合は、動物病院で受けてください。

問__生活環境課町民生活班 (767) 2119

◆仙台弁護士会主催「震災関係無料相談会」◆

- と き 4月19日(火)、4月21日(木)、4月26日(火)、4月28日(木)
5月10日(火)、5月12日(木)、5月17日(火)、5月19日(木)
5月24日(火)、5月26日(木)、5月31日(火)の11回
10:00~16:00
- と ころ 利府町役場

※受付で名前を記入していただきます

問__生活環境課防災安全班 (767) 2174

東日本大震災は地震、津波、原発事故と未曾有の被害をもたらし、本町でも復旧に相当の費用と時間を費やすものと思われま。さらに4月7日に発生した余震によって道路や学校などの公共施設の被害が拡大し、早急な復旧対策が必要となっています。本町では、非常事態を宣言し、平成23年度を「復興元年」と位置づけ、「町民生活第一」に不急の事業の延期などこれまでの事業や予算を大幅に見直します。町民の皆さまには、これまでのサービスが受けられなくなるなど不便をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

以下に掲げる施政方針は、震災前の平成23年 3月議会で議決をいただいた主なものを掲載しています。災害復旧を最優先と考えておりますので、今後見直しをする場合があります。

平成23年4月

利府町長 鈴木勝雄

1 子育て支援の強化

子ども達が健やかに育ち、保護者の皆さまが安心して子育てできる環境を整えるため、様々な子育て支援事業に積極的に取り組んできました。引き続き子育て支援に努めます。

また、本町初の児童館となる西部児童館が開館します。指定管理者による管理運営とし、民間のノウハウを活用したサービスの向上に努めます。加えて、児童クラブの運営についても民間事業者に委託し、開所時間の延長など放課後児童対策の充実を図ります。

2 地域に根ざした学校教育の推進

本町では、これまでも「町はひとつの学校」という認識の下、地域や学校間の連携強化などを図ってきました。今後も「教育立町」を目指し、「十符っ子ブラザーシップ」など本町独自の取り組みによって、家庭と地域の教育力を最大限に生かしながら、社会全体で子ども達を育てる「社会総がかりの教育」に努めます。さらに、学力の低下は全国的に喫緊の課題となっており、学習指導要領の改訂に対応した教育内容の充実を図ります。また、利府小学校区の児童の増加に対応し、プレハブ校舎を設置します。

3 地域コミュニティと地域福祉の向上

地域福祉計画に基づき、地域と行政が互いに協力し、新たな福祉コミュニティづくりを推進します。

高齢者福祉については、住み慣れた地域で生きがいを持ち、地域社会の一員として健康でいきいきと安心して暮らすことができるよう、社会参画の推進や生きたがいを支えます。また、第五期介護保険事業計画を策定し、適切な介護サービスの提供と介護予防事業を推進するとともに、介護施設誘致など基盤整備にも取り組めます。

4 安心できる生活環境の整備

都市計画道路浜田駅前赤沼線の開通にともない、事業完了に向けた整備を進めます。さらに、生活道路の改良や修繕を実施し、地域住民が安心して利用できるよう、都市基盤の整備と生活環境の整備を図ります。

総合交通対策については浜田駅前赤沼線を利用した新たな東部地区のバス路線を構築し、町民生活の確保と利便性の向上を図ります。

5 持続可能な地域社会づくり

昨年に市街化区域への編入見込地区として位置づけられた地区のうち、事業内容が確定した地区から順次市街化区域編入の手続きを進め、市街地の拡大と新たな土地利用の誘導に努め、あわせて本町の産業振興と雇用の場の創出を図ります。

また、これまでの補助金制度を見直し、それぞれの地域の特性に応じた自主的な取り組みを推進するため、町内会への総合的な交付金制度を構築し、住民自治の活性化と持続可能な地域社会づくりを支援します。

6 町民サービスの向上と健全な財政運営の確保

町民ニーズに対応した行政サービスの提供と利便性の向上を図るため、行財政改革の推進と長期的な視点に立った財政計画を策定し、健全な財政運営に努めます。

さらに、町営駐車場と利府駅利用の向上を図るため駐車場使用料の引き下げを実施します。加えて、町民交流館1階に夜間や休日なども各種証明書の取得が可能となる自動交付機を設置し、町民の利便性の向上を図ります。

7 平成二十三年当初予算

一般会計	八八五、〇〇〇万円
国民健康保険特別会計	二六二、八二三万円
介護保険特別会計	一三五、八六四万円
後期高齢者医療特別会計	二〇、三四八万円
下水道特別会計	六七、五三三万円
水道事業会計	八五、二九三万円

各種相談窓口

【利府町役場で行っている相談】 相談時間：月～金曜日（休日除く） 午前9時～午後4時

項目	担当部署	電話番号	窓口番号
◇転入・転出など	町民窓口班	767-2118	1階①
◇国民健康保険への加入など	町民窓口班	767-2118	1階①
◇災害ごみ	町民生活班	767-2119	1階②
◇住宅や自動車のり災証明	税務班	767-2117	1階⑤
◇バイク・軽自動車の税の差し止め	税務班	767-2117	1階⑤
◇事業所の災害融資に係る融資証明	産業経済班	767-2120	1階⑥
◇住宅の耐震診断・修繕等に係る助成	まちづくり推進班	767-2113	2階⑪
◇被災者生活再建支援	まちづくり推進班	767-2113	2階⑪
◇小中学校の転入学など	学校教育班	767-2124	2階⑫
◇保育所の入退所	子育て支援班	767-2193	2階⑬
◇生活保護や応急仮設住宅など	保健福祉センター	356-1334	

4月23日(土)・24日(日)は、窓口を開設(午前9時～午後4時)

【利府町役場以外の相談窓口】

項目	担当部署	電話番号
◇生活福祉資金貸付	利府町社会福祉協議会	356-9060
◇軽自動車の廃車手続き	軽自動車協会	232-5724
◇普通自動車の廃車手続き	東北運輸局宮城運輸支局	050-5540-2011
◇普通自動車の税差し止め	塩釜県税事務所	365-4191

受付時間などは、お問い合わせ下さい。

荒川静香さんが励ましの言葉

トリノ冬季五輪フィギュアスケート女子金メダリストの荒川静香さんが、4月6日(水)に利府町に慰問に訪れました。

荒川さんは「宮城は来るところではなく、帰ってるところ。小さなことでも、できることがあれば協力したい」と話し、飲料水などの物資を届けてくれました。その後、菅谷台保育所で子ども達とふれあいながら、笑顔と元気を分けてくれました。



利府町の皆さんへ



私たちが生きる「今」この一瞬一瞬が未来へつながっていくと思います。

困難を一つ一つみんなで乗り越えていきましょう。

「今」できる事を私も精一杯がんばりますね!!

荒川静香

